

意見募集

(仮称)「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」(案)の概要

犯罪被害に遭われた方々や犯罪被害によってご遺族となられた方々は、傷害を負う、家族を失うといった犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心ない対応による精神的被害など、二次的な被害にも苦しむ場合があります。

犯罪等に遭われ、様々な困難を強いられている方々には、その負担を少しでも軽減するための適切な支援制度が必要です。

鎌倉市では、犯罪被害者等の方々の権利保護、被害の軽減、早期回復などを図ることができるよう、犯罪被害者等の方々への支援の基本となる事項を定めた条例の制定を目指しています。

このたび、意見公募手続(パブリックコメント)により、この条例(案)の概要について、皆様からのご意見を広く募集します。

ご意見の募集期間や意見書の設置場所

1 意見募集期間

令和6年(2024年)10月21日(月)から11月20日(水)まで(必着)

2 意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、本市に納税義務のある方などです。

(鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定された「市民等」)

3 (仮称)鎌倉市犯罪被害者等支援条例(案)の概要

条例(案)の概要は、市役所本庁舎1階ロビー・支所・鎌倉生涯学習センター・図書館、市ホームページで閲覧できます。

※市ホームページ URL

二次元バーコード

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/soudan/hanzaihigaisya_jyourei_pub-comme.html



4 意見書の提出方法

(1) 直接提出

■地域共生課くらしと福祉の相談窓口(市役所本庁舎1階3番窓口)へ提出

■市役所本庁舎1階ロビー・図書館・鎌倉生涯学習センターの回収箱へ投函

(2) 郵送 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所地域共生課宛て

(3) FAX 0467-23-8700(代表番号のため、宛先「地域共生課」を明記してください。)

(4) 電子メール shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできませんが、事情により上記の方法で提出ができない場合はご相談ください。

5 回答、公表など

- ・いただいたご意見は、市の回答とともに後日公表(市ホームページへ掲載)します。
- ・個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ・募集結果の公表では、氏名・住所等は公表しません。

お問い合わせ先 地域共生課くらしと福祉の相談窓口

☎ 0467-61-3864

電子メール shisei@city.kamakura.kanagawa.jp